

安全保障理事会決議 1813 (2008)

2008年4月30日、安全保障理事会第5884回会合にて採択

安全保障理事会は、

西サハラに関する安保理の従前のすべての諸決議を想起し、

事務総長および事務総長特使の決議 1754 (2007) および 1783 (2007) の実施のための努力に対する安保理の強い支援を再確認し、

国際連合憲章の原則および目的に合致する措置の枠内で西サハラ人民の自決を定める、公正な、永続的かつ相互に受け入れ可能な政治的解決を成し遂げるため両者を援助するという安保理の公約を再確認し、これとの関連で両者の役割および責任に留意し、

現在の行き詰まりに終止符を打ち政治的解決に向かう進展を成し遂げるため、引き続き国際連合および相互に十分に協力することを当該地域の当事者と諸国家に求めていることをくり返し表明し、

2007年4月11日に事務総長に提出されたモロッコの提案に留意し、解決へ向かう進展プロセスを進める真剣かつ信頼できるモロッコの努力を歓迎し、2007年4月10日に事務総長に提出されたポリサリオ戦線の提案にもまた留意し、

事務総長の主催で開催された2回の交渉に留意し、直接交渉を開始することで当事者によってなされた進展を歓迎し、

西サハラ事務総長特使の2008年3月18日付のコミュニケに表された既存の空路の計画に追加される陸路による家族訪問の取り決めの探求に関する当事者の合意を歓迎し、国連難民高等弁務官と協力して実施することを当事者に奨励し、

国際連合後援の会談をとおして交渉過程を継続するとした当事者の約束を歓迎し、

現状の硬化は、現行の交渉過程の結果としては受け入れられないという事務総長の見解を留意し、交渉の進展は、西サハラの人々の生活の質すべての側面において良い影響があることを更に留意し、

2008年4月14日の事務総長報告書（S/2008/251）を審議し、

1. MINURSO とともに達成した停戦に関する軍事協定を十分に尊重する必要性を再確認する。
2. 現実主義だけでなく当事者の妥協の精神は、交渉過程の推進力の維持に重要であるという報告書の勧告を了とする。
3. 当事者が政治的な意思を表し続け、および更なる徹底的なかつ本質的な交渉の段階に入るための対話のために好都合な雰囲気の中で作業し続け、ひいては決議 1754 および 1783 の実施および交渉の成功を保障することを要請し、この文脈において西サハラの問題の解決に向けて事務総長および事務総長特使の取り組みに対する安保理の強い支持を確認する。
4. 国際連合憲章の原則および目的に合致する措置の枠内で西サハラ人民の自決を定める、公正な、永続的かつ相互に受け入れ可能な政治的解決を成し遂げるために、2006年以來なされている努力と最近数か月の進展を考慮に入れながら、無条件かつ誠意をもって事務総長の主催の下で交渉を継続することを当事者に求める。
5. これらの協議に適切な援助を与えることを加盟国に招請する。
6. 事務総長が、彼主催によるこれら交渉の状況および進展に関し、安全保障理事会に定期的に報告することを要請し、安保理が彼の報告書を受理し討議する意向であることを表す。
7. 当該職務権限の終了前に西サハラの状況に関する報告書を提出することを事務総長に要請する。
8. 別離した家族間の接触、特に家族の統合のための訪問の増加を可能とする信頼醸成措置、また同様に当事者間によって合意されたその他の信頼醸成措置に資金を提供するために自発的拠出金に拠出するように加盟国に促す。
9. 国際連合西サハラ住民投票ミッション（MINURSO）の職務権限を2009年4月30日まで延長することを決定する。
10. 性的搾取・虐待に関する国際連合のゼロ・トレランス政策を MINURSO において完全

に実施することを確保するために必要な措置を引き続きとることおよび安保理に情報を提供しつづけることを事務総長に要請し、兵力提供諸国に対して、展開前の啓発教育を含む適切な事前予防策を講じ、自国の要員がかかる行為に関係した場合には全面的なアカウンタビリティを確保するためその他の行動をとることを促す。

11. この問題に引き続き取り組むことを決定する。